

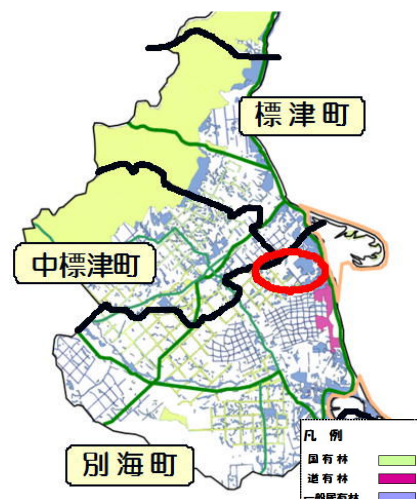
民有林と国有林の架け橋 ～団地設定による作業道の有効利用～

根釧東部森林管理署 今野 智之
北海道根室振興局森林室 山本 健治

はじめに

平成 24 年 5 月、根室振興局管内の別海町・中標津町・標津町の 3 町と根釧東部森林管理署は、森林の整備と保全にかかる協定を締結し、住民生活と農・水産業を支えている格子状防風林と河畔林等の整備・保全を連携して行うこととしました。

また、平成 24 年 12 月には、別海町中春別地区で、私有林・町有林・国有林からなる、第 1 号の森林共同施業団地を設定しました（図－1）。この地域の民有林と国有林が締結した協定と、第 1 号となった別海町中春別地区の森林共同施業団地について報告します。



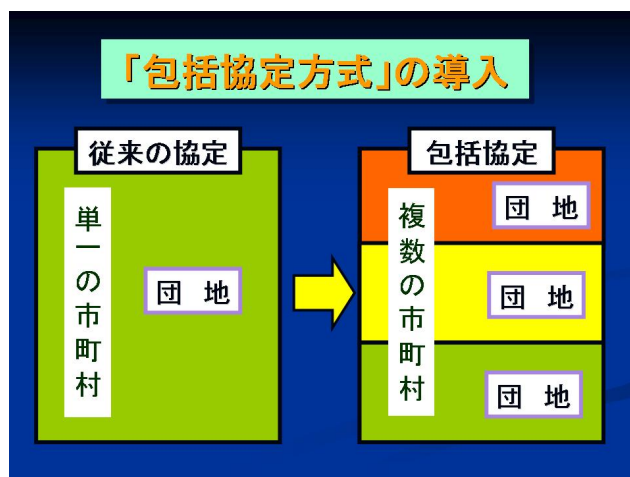
図－1 共同施業団地（赤丸）

1 森林整備協定の締結

根室地域の森林の特徴は、山岳林に比べ格子状防風林が小規模・分散的に存在し、国有林と民有林がモザイク状に隣接している箇所が見られます（図－2）。この地域特有の防風林等は、行政界を超えて整備・保全していく考えから従来型の協定とは異なり、1 つの協定で複数の団地が設定可能となる「包括協定方式」を取り入れました（図－3）。



図－2 山岳林と格子状防風林



図－3 包括協定方式

平成 23 年 4 月に根室振興局森林室や同林務課と開催した「根室地域林政連絡会議」において①河畔林や海岸林の保全や防風林等の森林整備、②生物多様性への配慮やエゾシカの食害防止は、民有林・国有林共通の課題であるとの認識を共有しました。別海町、中標津町及び標津町には、その課題等を説明し忌憚のない意見交換を行いました。

それにより①防風林・河畔林の機能維持・増進、②木材資源の有効活用、③防風林は適切な間伐、河畔林は上流・下流の連続性を目的とする、これらの協定案を3町に示し合意が得られました。

平成24年5月21日、3町の町長が一同に会し、北海道森林管理局帯広事務所長を立会人、根室振興局森林室長をオブザーバーとして「森林の整備と保全にかかる協定」を締結しました（写真－1）。



写真－1 協定調印式

2 森林共同施業団地の設定

同年10月に、この協定に基づく「運営会議」を開催し、森林室職員の同席により3町の関係者に再度協定の趣旨説明と団地設定の考え方について説明を行いました（写真－2）。

森林室では、北海道の事業として別海町中春別地区の森林を「集約化モデル団地」として検討を進めていたこと、その団地の隣接地に国有防風林が存在していたことから、共同施業団地の候補地と判断、関係者との調整を図り同年12月25日、第1号となる「森林共同施業団地」を設定することができました（写真－3）。次の章でこの経過について説明します。



写真－2 運営会議



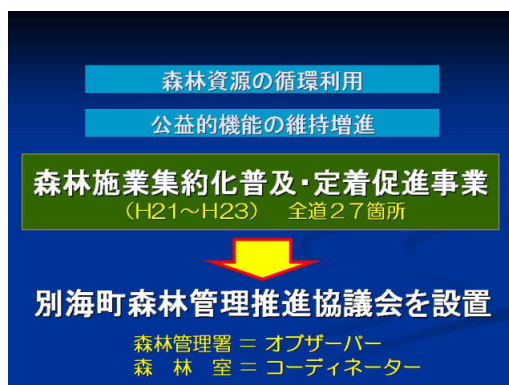
写真－3 団地設定調印式

3 「集約化モデル団地」と「森林共同施業団地」

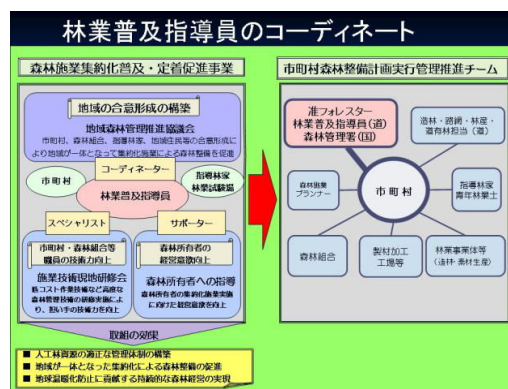
北海道では平成21年度から23年度にかけて、森林資源の循環利用や公益的機能の維持増進を図ることを目的とし、北海道単独事業の「森林施業集約化普及・定着促進事業」を立ち上げ、集約化団地を設定し森林整備事業の推進を図るため、全道27箇所において普及指導活動を展開してきました（図－4）。

根室振興局管内では、平成23年度に別海町においてこの事業を実施しました。森林室では林業普及指導員がコーディネートし、北海道指導林家、森林所有者、別海町、森林組合等から構成される「別海町森林管理推進協議会」を設置し地域の合意形成を図りました。

また、「森林施業集約化普及・定着促進事業」を進めるにあたっては「林業普及指導員のコーディネート」を示し普及指導活動を展開してきました（図－5）。

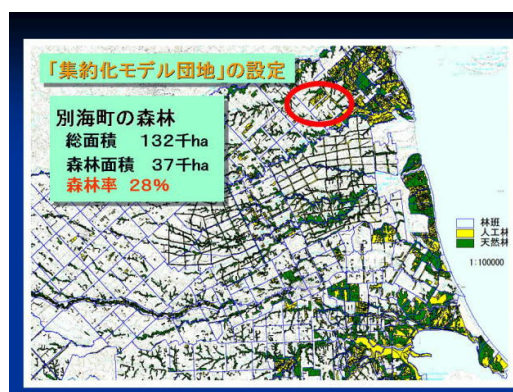


図－4 森林施業集約化普及・定着促進事業



図－5 林業普及指導員のコーディネート

別海町の一般民有林の森林面積は全土地面積の28%と非常に少なく、防風林や河畔林がその多くを占めています。別海町森林管理推進協議会で検討する「集約化モデル団地」の設定にあたり、別海町の森林資源を把握し、未整備森林の精査を行い、数カ所の候補地を抽出しました。そして、現地確認及び森林所有者の情報収集を行い候補地の絞り込みを行った結果、赤丸印の箇所を「集約化モデル団地」として設定しました（図－6）。



図－6 集約化モデル団地広域図

別海町内の森林は、周囲を牧草地で囲まれている箇所が多く見られ、また、公道からの取付道が少ないことから、伐採による材の搬出は冬期間の堅雪の時期に行わなければならない、製材工場への搬入が集中します。

これらの課題を解決するためには、路網が最も重要なことから、「別海町森林管理推進協議会」の中で路網の整備について検討を行いました。

当初、民有林を対象に、施業の集約化による低コスト化や路網整備の検討を行ってきましたが、この団地の中央部に国有防風林が位置しており、国有林内に路網があったことから、路網を活用し施業の一体化が図れることを考慮し、国有林と民有林が一体となった森林整備が可能な団地を設定することとしました。

この「集約化モデル団地」は後に、国有林と3町の協定による「森林共同施業団地」候補地となりました。（図－7）



図－7 集約化モデル団地

3 町との協定締結後は、森林管理署や別海町、別海町森林組合が、共同で事業予定地までの路網開設に向け現地踏査を行いました。その結果、国有林の搬出間伐予定地までの路網を確保するため国有林にある湿地を避け、民有林へ迂回する森林作業道を計画しました。

この作業道を利用し、町有林及び私有林の間伐予定地までの新たな路網を整備することにより、時期を選ばず施業が可能となり、効率の良い作業が期待されます。（図－8）



図－8 森林作業道計画路線図

こうして、昨年、別海町有林、私有林、国有林で構成し、森林整備にともなう森林作業道を計画した「別海町中春別地区森林共同施業団地」172.90ha が設定されました。

団地実施計画 5 ケ年の概要は、森林整備面積の合計が 93.41ha、伐採にともなう森林作業道の計画は総延長 5,274m です。（表－1）

表－1 実施計画 5 カ年の概要

区 分	団地面積 (ha)	森林整備面積 (ha)	林業専用道等開設計画延長 (m)
国 有 林	28.26	植えつけ 4.78	森林作業道 2,060
		下刈り 4.78	
		間伐 1.23	
別海町有林	27.25	下刈り 1.57	森林作業道 1,071
私 有 林	117.39	植えつけ 18.00	森林作業道 2,143
		下刈り 26.97	
		間伐 18.08	
		主伐 18.00	
計	172.90	植えつけ 22.78	森林作業道 5,274
		下刈り 33.32	
		間伐 19.31	
		主伐 18.00	
		計 93.41	

今回の実施計画調印式で、別海町森林組合長（写真－4）は「森林保全は基幹産業である酪農・漁業の保全にもつながる」、また、森林所有者（写真－5）は「先祖から受け継いできた森林の価値を一層高め、計画的に整備していきたい」と話され、森林整備に対しての熱意が伺えました。



写真－4 森林組合長



写真－5 森林所有者

4 今後にむけて

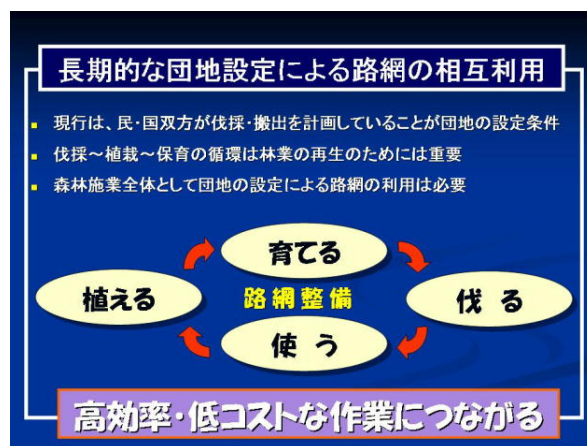
平成 24 年度は、3 町にまたがる包括的な協定と、第 1 号となる森林共同施業団地を設定したところですが、これは森林管理署・振興局・各自治体の中に、地域の宝である「防風林」や「河畔林」を整備・保全したいという共通の想いがあったからだと思います。

今後、さらに民・国一体となった森林整備を進めるためには、「長期的な団地設定による路網の相互利用」（図－10）が必要であると感じています。現在、団地の設定には、期間内に、民・国双方が伐採・搬出を計画していることが条件となっているところですが、伐採後には植栽・保育が欠かせません。

いずれも林業の再生のためには、大事なサイクルであり、全てにわたって団地の設定による路網の利用は必要だと考えているところです。

5 めざす姿

第 1 号の設定となった、この森林共同施業団地をモデルとして、第 2、第 3 の団地が設定できるよう、森林室と森林管理署のフォレスターが中心的な役割を担い、この地域の森林整備の架け橋となって、地域の林業の振興と木材資源の有効活用ができるよう、あらゆる面で協力していきたいと考えています。



図－10 路網の相互利用



図－11 めざす姿